

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年10月17日(2013.10.17)

【公開番号】特開2013-81795(P2013-81795A)

【公開日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【年通号数】公開・登録公報2013-022

【出願番号】特願2012-275485(P2012-275485)

【国際特許分類】

A 6 3 F 13/00 (2006.01)

A 6 3 F 13/12 (2006.01)

G 0 6 F 13/00 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 13/00 3 8 4

A 6 3 F 13/00 1 6 0

G 0 6 F 13/00 6 5 0 R

【手続補正書】

【提出日】平成25年9月2日(2013.9.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の端末装置がネットワークで接続されたコンピュータシステムに、  
前記複数の端末装置によってそれぞれ操作される複数の仮想のキャラクタ(以下、アバターと呼ぶ)と、仮想オブジェクトと、を含む仮想社会を生成する仮想社会生成手順と、  
前記仮想社会を、各端末装置の表示部に表示させる表示手順と、  
特定の端末装置から、前記仮想オブジェクトに対応づけたメッセージの入力操作を受け付けたときに、このメッセージを前記仮想オブジェクトに対応づけて登録するメッセージ登録手順と、

前記メッセージが登録された仮想オブジェクトを、前記複数のアバターのうちの1つである不特定アバターの取得動作に応じて、該不特定アバターに取得および占有させる取得手順と、

この不特定アバターによって前記仮想オブジェクトが占有されているとき、この不特定アバターを操作する端末装置に前記メッセージを出力可能にするメッセージ出力許可手順と、

前記不特定アバターを操作する端末装置からの操作により、前記取得動作に応じて前記不特定アバターに占有されている前記仮想オブジェクトの占有を解除して他の不特定アバターが取得可能な状態にもどす占有解除手順と、  
を実行させるプログラム。

【請求項2】

メッセージが登録された仮想オブジェクトを前記仮想社会内で移動させる移動手順を、  
前記コンピュータシステムに更に実行させる請求項1に記載のプログラム。

【請求項3】

前記仮想社会生成手順は、属性が付与されたアバターを生成する手順を含み、  
前記メッセージ登録手順は、メッセージとともに属性を登録する手順を含み、  
前記取得手順は、前記仮想オブジェクトに対応づけて登録されている属性と一致する属

性が付与された不特定アバターのみに当該仮想オブジェクトの取得を可能にする手順を含む

請求項 1 または請求項 2 に記載のプログラム。

【請求項 4】

前記特定の端末装置は、前記仮想オブジェクトの購入操作が行われた端末装置である請求項 1 乃至請求項 3 のいずれかに記載のプログラム。

【請求項 5】

請求項 1 乃至請求項 4 のいずれかに記載のプログラムを記憶する記憶部と、前記プログラムを実行するコンピュータと、を備えたコンピュータシステム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本願発明の第 1 の側面によって提供されるゲームプログラムは、複数の端末装置がネットワークで接続されたコンピュータシステムに、以下の手順を実行させることを特徴とする。

複数の端末装置によってそれぞれ操作される複数の仮想のキャラクタ（アバター）と、仮想オブジェクトと、を含む仮想社会を生成する仮想社会生成手順

仮想社会を各端末装置の表示部に表示させる表示手順

特定の端末装置から、仮想オブジェクトに対応づけたメッセージの入力操作を受け付けたときに、このメッセージを仮想オブジェクトに対応づけて登録するメッセージ登録手順

メッセージが登録された仮想オブジェクトを、複数のアバターのうちの 1 つである不特定アバターの取得動作に応じて、該不特定アバターに取得および占有させる取得手順

この不特定アバターによって仮想オブジェクトが占有されているとき、この不特定アバターを操作する端末装置にメッセージを出力可能にするメッセージ出力許可手順

不特定アバターを操作する端末装置からの操作により、取得動作に応じて不特定アバターに占有されている仮想オブジェクトの占有を解除して他の不特定アバターが取得可能な状態にもどす占有解除手順

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

上記発明において、仮想オブジェクトの購入操作が行われた端末装置を特定の端末装置としてもよい。